3　海上保安渉外官は、命を受けて、国際戦略官のつかさどる職務のうち国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に係るもの並びに外国における海上保安に関する業務に関する調査及び資料の収集に係るものを助ける。 4　海上保安国際協力推進官は、命を受けて、国際戦略官のつかさどる職務のうち国際協力に係るものを助ける。 5　危機管理調整官は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち危機管理に係るものを助ける。	3　海上保安渉外官は、命を受けて、国際・危機管理官のつかさどる職務のうち国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に係るもの並びに外国における海上保安に関する業務に関する調査及び資料の収集に係るものを助ける。 4　海上保安国際協力推進官は、命を受けて、国際・危機管理官のつかさどる職務のうち国際協力に係るものを助ける。 5　危機管理調整官は、命を受けて、国際・危機管理官のつかさどる職務のうち危機管理に係るものを助ける。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。